



平成 22 年 11 月 26 日

日本経済新聞社 御中

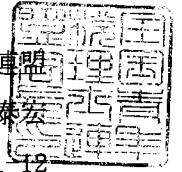
全国青年税理士連盟

会長 片山 恭宏

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162



平成 22 年 11 月 23 日付「公認会計士の就職難を考える」記事について

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、平成 22 年 11 月 23 日付「公認会計士の就職難を考える」という記事の中で「企業の税務を税理士が独占する積年の垣根問題も決着の時だ。会計専門家の公認会計士が税務を扱えない日本の常識は世界の非常識である。」との記述がありました。

この記事については、税理士制度に関する誤った認識による報道であり、国民に対して誤解を招き、国民の諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのあるものです。

税理士制度は国民の権利を擁護するための制度であり、その業務は高度な専門性を有していることから税理士の独占業務とされています。

にもかかわらず、この記事は、公認会計士の就職難解決のために、突然また単純に、企業の税務が税理士の独占業務とされていることと国際的には公認会計士が税務を扱えるとされていることのみを記し、日本における公認会計士と税理士の使命や制度設計の違いなどを無視し、また、各国の公認会計士制度の比較や税理士制度の有無についても述べずに、安易に国民の安全や権利を擁護することを目的とする資格制度の規制緩和を求め、資格制度についての的外れな主張を述べているものといえます。

そもそも公認会計士の就職難は、公認会計士資格という重要な国家資格の方向性位置づけを見誤った政府（金融庁）の明らかな失策が原因であり、金融庁はその非を認めず全てを受入側の問題に責任転嫁しています。

よって、以下に、当連盟の主張を記載いたしますので、その内容をご理解いただくとともに、貴社発行紙面への掲載を要望いたします。

(主張) 税理士と公認会計士は違う

世間一般では、公認会計士と税理士がよく混同されるが、両者は果たすべき使命も制度設計も全く異なる資格制度である。

公認会計士の使命は、あくまでも独占業務である監査証明業務を通して、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することであり、その使命の遂行に当っては上場企業等の財務情報の信頼性を確保するための高度な専門的能力(資質)が必要とされている。

これに対し税理士は、独占業務である税理士業務を通して納税義務の適正な実現を図り、もって納税者の権利を擁護することを使命とし、その遂行に当たって税法及び実務(税務)の専門家として高度な専門的能力(資質)が必要とされているのである。

つまり、両者は使命の内容も、保護(擁護)すべき対象も、求められる資質も明らかに異なっている。

公認会計士試験では、監査及び会計の専門家としての資質は検証されているが、当然に税理士としての資質は検証されていない。公認会計士試験においても租税法の科目が導入されているが、これはあくまでも監査を行う上で必要な税務知識であり、過年度における租税法の試験内容を検証しても、税理士試験における税法科目との難易度の差は歴然であり、税理士としての資質が検証されているとは言えない。

また、国際的な比較をし、日本の公認会計士が税務を扱えないことを問題視する意見があるが、公認会計士や税理士の制度設計は各国において異なるものであり単純に比較できるものではない。むしろ、公認会計士が税務までカバーする諸外国とは異なり、日本は、公認会計士は監査、税理士は税務、といった形で明確に専門分野を分け、それぞれの分野に特化させることで、より手厚い国民保護法制を整備しているのである。

それでもあえて、日本の公認会計士が税務を扱えないことを問題視し、その解決を求めらるのであれば、答えは簡単で、公認会計士が税理士試験にも合格し税理士資格を取得すれば済むことである。

なお、現在の税理士法においては、公認会計士となる資格を有する者に対して税理士としての登録を認めている(税理士資格の自動付与)が、この税理士資格の自動付与については上記の理由からも間違った制度であり、早急に改正されなければならない。

以上

(参考) 当連盟では、平成16年5月20日付の日本経済新聞に、別添の意見広告を掲載いただいております。

日本経済新聞2004年5月20日号に掲載された意見広告

税理士と会計士は違います。

(正社員・公認会計士)

税理士と公認会計士は、それぞれ独自の使命を持ち、まったく異なる業務を行う専門家です。本来、どちらも国家試験に合格することが資格取得の原則となっていますが、現在は公認会計士に無試験で税理士資格を付与する制度となっています。あおせい(全国青年税理士連盟)は、この資格付与制度の改革を求めています。

■税理士の使命

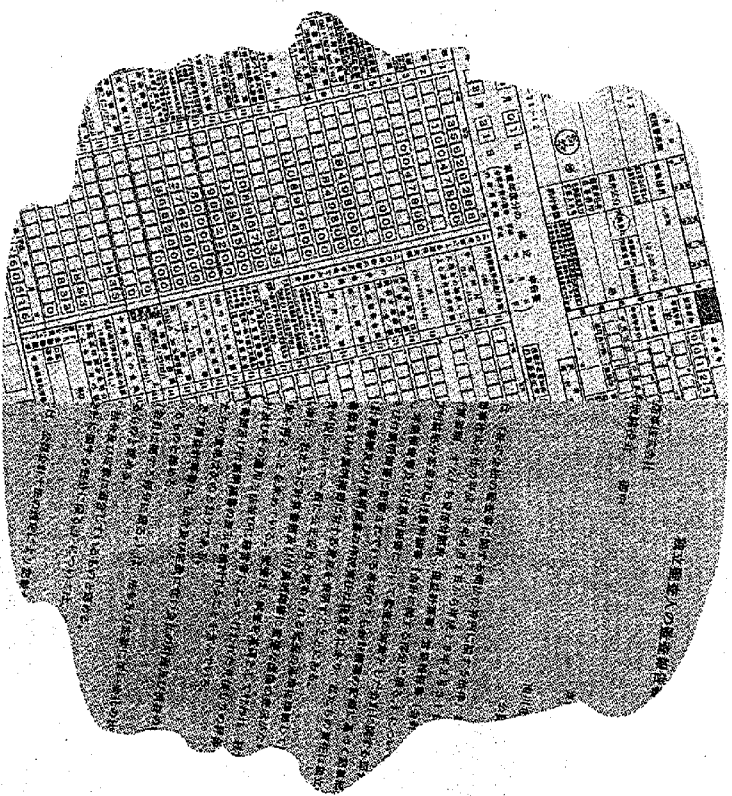
税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

■税理士の業務

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

1. 税務代理
2. 税務書類の作成
3. 税務相談

全国青年税理士連盟 東京都港区千代田5-21-12
<http://www.aonet.co.jp/>



■公認会計士の使命

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

■公認会計士の業務

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明を行うことを業とする。

意見広告